

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2004-154411(P2004-154411A)

【公開日】平成16年6月3日(2004.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2004-021

【出願番号】特願2002-323851(P2002-323851)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 3

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月23日(2005.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のスタート条件の成立に応じて当該パチンコ遊技機に大当たりを発生させるか否かを決定するための当否抽選処理を実行するとともに、その抽選結果を記憶するための記憶手段を有する遊技制御装置と、前記記憶手段に記憶された前記抽選結果の数量を表示するために複数の表示セグメントが一定のルールで点灯および消灯するように構成された保留玉表示部とを備えたパチンコ遊技機において、

少なくとも前記保留玉表示部と同数の表示セグメントを含んでなり、その表示セグメントが前記当否抽選処理の抽選結果に応じて前記保留玉表示部と同一または異なるルールにて点灯および／または消灯される擬似保留玉表示部が設けられていることを特徴とするパチンコ遊技機。

【請求項2】

前記遊技制御装置は、前記抽選結果を前記記憶手段に記憶する処理とともに、

前記保留玉表示部を構成する表示セグメントの点灯ルールと、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの点灯ルールとを一致させた第1のセグメント点灯処理、あるいは、前記保留玉表示部を構成する表示セグメントの点灯ルールと、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの点灯ルールとを相違させた第2のセグメント点灯処理を実行し、

そのとき、前記第1のセグメント点灯処理と前記第2のセグメント点灯処理との実行比率が、前記記憶手段に記憶しておくべき前記抽選結果が大当たりと非大当たりとのいずれを示すものであるかに応じて変化する請求項1記載のパチンコ遊技機。

【請求項3】

前記遊技制御装置は、前記抽選結果を前記記憶手段に記憶する処理とともに、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの点灯ルールを決定するためのセグメント点灯ルール抽選処理を実行し、そのセグメント点灯ルール抽選処理にて決定された点灯ルールにしたがって前記擬似保留玉表示部にかかる前記第1のセグメント点灯処理または前記第2のセグメント点灯処理を実行するものである請求項2記載のパチンコ遊技機。

【請求項 4】

前記遊技制御装置は、前記記憶手段に複数の前記抽選結果が記憶され、前記保留玉表示部を構成する表示セグメントおよび前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントがそれぞれ複数かつ同数点灯し、新たに一の抽選結果を前記記憶手段から読み出すことが許容された場合、一の抽選結果を前記記憶手段から読み出す処理とともに、

前記保留玉表示部を構成する表示セグメントの消灯ルールと、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの消灯ルールとを一致させた第1のセグメント消灯処理、あるいは、前記保留玉表示部を構成する表示セグメントの消灯ルールと、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの消灯ルールとを相違させた第2のセグメント消灯処理を実行し、

そのとき、前記第1のセグメント消灯処理と前記第2のセグメント消灯処理との実行比率が、前記記憶手段に記憶されている前記抽選結果に大当たりを示すものが含まれているか否かに応じて変化する請求項1ないし3のいずれか1項に記載のパチンコ遊技機。

【請求項 5】

前記遊技制御装置は、一の抽選結果を前記記憶手段から読み出す処理とともに、前記擬似保留玉表示部を構成する表示セグメントの消灯ルールを決定するためのセグメント消灯ルール抽選処理を実行し、そのセグメント消灯ルール抽選処理にて決定された消灯ルールにしたがって前記擬似保留玉表示部にかかる前記第1のセグメント消灯処理または前記第2のセグメント消灯処理を実行するものである請求項4記載のパチンコ遊技機。

【請求項 6】

前記擬似保留玉表示部は、それを構成する表示セグメントの点灯数によって前記記憶手段に記憶された前記抽選結果の数量を表示する手段として構成された請求項1ないし5のいずれか1項に記載のパチンコ遊技機。